

五所川原市高齢者団体等活動支援事業費 補助金申請のてびき



令和8年4月

目的

市は、高齢者団体等の福祉活動の促進を図り、市民の福祉の増進に資するため、移動手段となる貸切バス等の経費に対し、補助金を交付します。

交付の要件

対象団体は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 高齢者(65歳以上)又は障がい者で構成されていること
- (2) 10人以上の構成員を有していること
- (3) 構成員の8割以上が市内に住所を有していること
- (4) 地域福祉活動を推進する事業を継続的に行っていること
- (5) 会則等を定めて組織運営を行い、代表者が定められていること
- (6) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした団体ではないこと
- (7) 法人格を有する団体ではないこと

交付対象事業

地域福祉の増進を目的とし、かつ、補助対象者の構成員と同程度の人数が参加する事業のうち、原則、次のいずれかに該当する事業が対象

となります。

- (1) 各種講習会及び研修会
- (2) 各種大会
- (3) 機能回復訓練及びスポーツ活動に関するイベント
- (4) 社会見学

※対象とならない事業

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象外となります。

- (1) 宿泊を伴う事業であること
- (2) 観光、遊興及び慰安が主たる目的であること
- (3) 国、県、市その他の団体が行う他の補助制度による補助金等の交付決定を受けている事業であること

対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費であって、移動手段である貸切バス、ジャンボタクシー等に要する経費とします。

※対象とならない経費

次の付帯費用については、移動に係る付帯費用であっても補助対象経費から除外します。

- (1) 有料道路通行料
- (2) 駐車場使用料
- (3) 添乗員に要する費用

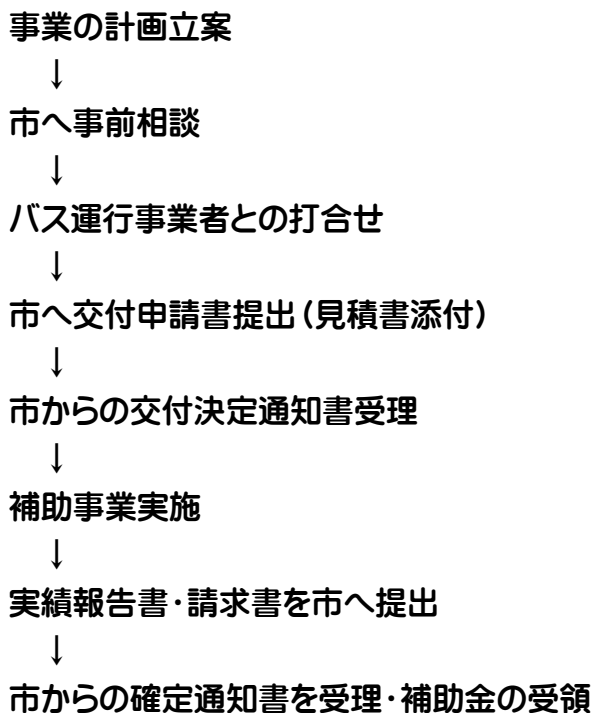
- (4) 搭乗者の保険料
- (5) 利用を取り消したことによる取消手数料
- (6) 団体の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用により生じる清掃費用等
- (7) その他社会通念上、適切でないとされる経費

補助金の額

補助対象経費の10分の10とし、同一年度内、一団体につき
70,000円までとします。

※年度内予算の範囲内で補助を行います。

補助金交付までのフロー



事前相談

円滑な補助金の交付ができるよう、お早めに事前相談していただくことを推奨します。

よくある質問

- Q 補助金の交付申請は事業開始の何日前に提出する必要がありますか？
A おおむね3週間前に申請書の提出をお願いいたします。
- Q 補助金の概算請求はできますか？
A 補助金は、事業実施後に実績報告書を受けてからの請求・支払になります。
- Q レンタカーの料金も対象になりますか？
A 対象になります。
- Q 旅行会社を通してバスを借り上げた場合も対象になりますか？
A 対象となる経費（バス借り上げ料）がわかる見積書が提出できれば対象とします。
- Q 補助金の振込先は団体代表者の口座でなくてもよいですか？
A 振込先は代表者の口座とします。

<相談はこちらへ>

五所川原市福祉部福祉政策課福祉総務係

電話 0173-35-2111 内線 2492・2493

FAX0173-34-1018